

その他の木材・木製品製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	長さ4mぐらいの木材を、2人で持った時に、片方の者が指を滑らせて木材を放してしまい、運悪く下に鉄のローラーがあり、指がローラーと木材に挟まれて怪我をしてしまった。	41	1~9
1	9~10	自社工場内においてボール盤にて木工作業中、左手で木屑を払おうとしたところ、機械の刃に手袋が巻き込まれ、左第2指、第3指を負傷した。	65	1~9
1	10~11	マルチカットソーで404材のカット作業を開始した際、機材が光電管の不具合と思われる事象で機械が止まった。作業者はマルチカットソーの裏にある光電管が原因と判断し、その光電管2ヶ所を両手人差し指でセンサー前にかざした所、自動運転が起動し、テーブルが上昇した。同時に左手人差し指も挟まれたまま搬送盤に持ち上げられ、機材が動き出し指を切断した。	54	~29
1	10~11	工場1階でパネルソーを使用し、Φ20の丸棒を15mmにカットしていた際、破材を取ろうとして、手を入れてしまった。その時に刃が出てきて、左手4本（母子・示指・中指・環指）を損傷した。	45	1~9
1	16~17	工場内において、モルダー機を使用して木材を加工している際、ローラー部稼働のままローラー部にたまった木材端材（ゴミ）の除去作業をしている時に、左手をローラー部に挟み負傷した。	61	1~9
1	17~18	工場プレス機に材料（板）を入れていたとき、焦り過ぎていたため確認を怠り、右手を挟んでしまった。	48	1~9
2	10~11	材料のパーティクルボード（約15kg）を台車に移し替えを行っていた。両手で材料の間に手を離し忘れ材料の間に手を挟んだ。右手中指の先端を骨折した。	54	50~

				99
2	11~12	箸の原形生産をするデバイダーのオペレーターをしていた。（キャタピラコンベアは動いている。）キャタピラの台にセットしたコア（材料）がキャタピラの端に乗り上げ、それを直そうと右手を伸ばしたところ手袋が引っ掛かり押さえ板とコアに挟まれた。	53	10 ~ 29
3	11~12	木材切断用機械（昇降盤）で木材加工をしている時、木材の切れ端を不注意にも手で取り除こうとして、手袋がノコギリの歯にあたり、そのまま巻き込まれ負傷した。	66	1~ 9
3	9~10	当社工場にて、プレスラインの糊付機の整備・清掃作業をしていた。機械正面右側に立ち、糊付機上部のゴム製のローラー（200Φ）右端面に付着した固形物（糊）を取り除くためローラーを回転させながら（不安全な状態）右手に持った金属へらをローラー右端面に押し当て削り始めた。削り込みが弱いので、さらにへらを強く押し当てるため、左手をへらに添えようと動かしたところ、ローラー部に左手環小指を巻き込まれ、皮膚がはがれ負傷した。	62	10 ~ 29
3	11~12	工場内において、横型の特殊プレス機で木製品のエッチ貼り作業を行っている際に、材料をセットし押さええている状態の時に誤ってプレスのスイッチを足の一部で押ししてしまったため、両手の指先をはさみ負傷した。	39	30 ~ 49
3	9~10	木製パネルに電動ドリルで穴を空ける作業中、パネル側面から穴を開けようとしたが、節に当たったので、慌てて停止レバーを戻してドリルをパネルから抜こうとした。その際、ドリルの回転が止まっていない状態で抜いたため、ドリル本体が揺れたので落とさないようグリップをつかみ、右手薬指をドリルにぶつけて負傷した。	57	50 ~ 99
3	8~9	常にチェーンや鋸などの機械に近づく時は、電源を止めるように指導しているが、工場内でツインリッパーを使おうと、電源を入れたまま、チェーンに引っ掛かったチップ材を取ろうとして、手袋を挟まれて負傷した。	34	10 ~ 29
4	14~ 15	当社工場内でクロスカットソーの点検・修理中、機械を停止させずに上司に故障箇所の説明をしていたところ、ベルトに触れてしまい指を巻き込まれ、右手人差し指の先端がねじ切れた。	22	30 ~ 49

4	17~ 18	ウッド工場内の回転プレスロールコーター設備機械の清掃作業中、セレクトスイッチを停止せずに作業を進めていた為シャフトに右手袋（右手）が巻き込まれ右腕手首から肘までの骨を骨折した。	22	50 ~ 99
6	16~ 17	工場内で作業中、反転機に右腕を挟み負傷した。	29	1~ 9
6	13~ 14	負傷した作業員は、何を思ったのかわざわざベルトコンベアの下に行き、右手を入れてみた、停止後、自分でコンベアより右手を引き抜き、ベルトに巻き込まれていてため、右手首より先を負傷した。	41	1~ 9
7	8~9	寮内の清掃業務等が続けていたところ両肩に熱をもって腫れて寝られない状況が出てきた。五十肩と診断され動かすように言われたが、痛みがひどくなった。MRI 診断を受け（両肩腱板断裂と診断）以後、休業している。	38	50 ~ 99
7	13~ 14	当社作業場で折箱に使用する合板作業機械を取り扱い中、こぼれた糊を拭き取る作業中、右手がローラーに挟まれて、負傷した。	50	30 ~ 49
7	14~ 15	工場にて木材を運んで地面に置く際に、木材の下端に取付してある金物で左足親指の先を挟み負傷した。	21	50 ~ 99
9	13~ 14	製材機械に木材が引っかかり、それを解除しようとして、機械のスイッチをオフにしたが完全に機械が止まる前に手を出してしまい、回転していたローラーと木材の間に左手中指を挟んでしまった。	58	10 ~ 29
9	9~ 10	1尺と6尺フロー基材の塗装ラインで段取り替え中に、基材の表面研磨をするドラムサンダーのペーパーを交換し清掃をしようとし、サンダーの停止ボタンを押し停止させた。ペーパーを外しエアガンで清掃する為に、今度は起動ボタンを押してペーパーが無いままドラムを回転させた。30cm位ノズルの付いたエアガンでドラムのゴミを飛ばそうとドラムに近づけた時に、回転していたドラムにエアガンの先端が接触しそのまま右手にエアガンを持ったまま、ドラムと押さえロールの間に巻き込まれた。	46	30 ~ 49

10	15～ 16	昇降壁での木材加工（切断）作業中、まだ刃が動いている状態で、右手が軍手ごと昇降盤のフィーダーと壁との隙間約10cmに巻き込まれ、小指以外の四指を切断してしまった。	48	～ 29	10
11	10～ 11	工場内において、イワシ箱の棧を自動棧打機を使って取り付していたところ棧が下りてこないの確認するため、スイッチを切つてすぐ手を入れたところ、機械がまだ完全に止まっていなかったため左人差し指が挟まれ負傷した。	47	1～ 9	
11	10～ 11	チップ製造作業中、ダストコンベアの異物受けの缶の交換作業をする際に、コンベア内側のテールローラ付近にチップが入っているのが目にとまり、それを取り除こうとしてうっかり電源を落とさずに手を入れてベルトとローラーに腕を巻き込まれてしまった。	44	～ 29	10
11	14～ 15	材料の片付け作業で移動する為、倉庫にて廃材・材料等（180cm×120cm）をトラックに積み込みをしている時キャリアから左足を踏み外し、トラックのキャリアから落ちて、あおりに腹部を強打して負傷した。	38	～ 29	10
11	11～ 12	工場の蓋押機は丸型の蓋を作るために枠と板を入れて足で踏みとホットメルト付けのために上からアルミ板が下りてくる仕組みになっているが、セットして手を抜く前に誤ってペダルを踏んでしまい、右手小指を機械に挟んでしまった。電源スイッチを押すと上がる仕組みになっている。	61	～ 29	10
11	16～ 17	倉庫1階プレス機作業場にてソフトトレイをプレス機に投入していた際、足場（高さ26cmのパレット）から右足を踏み外しバランスを崩して右腹部をプレス機本体に強打する。診断の結果、右肋骨にヒビが入っていた。	44	～ 499	300
11	10～ 11	工場内のパレット製造機にて自動運転での作業中、不注意により可動部に手を差し出し、右手親指と人差し指を挟まれ負傷した。	46	～ 29	10
11	10～ 11	トラック右側のアオリと荷台の隙間にチェーンが挟まって（引っ掛かって）いたので、右手で取ろうとした際、正面（手前）のアオリを体で支えていたので、チェーンを抜いた時にはずみで、アオリが手前に倒れ、アオリの下に置いていた左手が荷台との間に挟まれ被災した。	49	～ 49	30

12	11~12	倉庫において、格子部材を製作中、角棒にかき込みを付ける作業で、角ノミによる加工後に取りきれない部分をガイド付ストレートで取り付けたトリマーで取ろうとした。グローブをしたままで作業をした不安全行動の為に、トリマーの刃にグローブが巻き込まれ、左手にケガをした。又、この場合はトリマーを使用するのではなく、ノミでの手加工が選択されるべきであった。	24	10 ~ 29
12	11~12	本社工場内に於いて丸棒の先端を細くする作業中に発生した。作業はΦ22×600の木製丸棒を鉛筆削りと同じ原理で先端を細くする作業で、具体的には丸棒を両手で掴み先端を回転刃物に押し入れテーパ状にする物である。事故の様子は、先ず作業中に回転刃物内で丸棒が割れ、その為に掴んでいた丸棒が引き抜けず、装着していたゴム手袋が手と丸棒に密着して丸棒を放すことができず、その事で手が強い回転トルクを受け右手小指・薬指が損傷に至った。	37	10 ~ 29
12	9~10	ラミネート機械のPURヘッドとロールの間に左手を入れて、ラッピングシートの調整をしているとき、ロールが回転して上昇し、高温（120度）のPURヘッドとロールの間に左手指が挟まれた。非常停止で止まったが、解除に5秒程度かかり、火傷がひどくなった。	36	100 ~ 299
12	15~16	工場内において、ギャングリッパーの前取り作業中、前取り機のローラーを動かしているチェーンとスプロケットの間に木片が挟まったので取り除こうとして、チェーンとスプロケットの間に右手の薬指と小指を挟まれ負傷した。	69	10 ~ 29
12	11~12	自社営業所の工場内において、鋸くずの製造を行っていた。大型鋸くず機械の作動中に、機械に近寄って清掃作業をしてしまったため、ベルトコンベアーを動かすローラーとゴムキャタピラとの間に、右手先部分から肘の手前部分まで挟まれ、数分間挟まれたまま手の甲の部分が摩擦されてしまった状態である。	52	1~ 9
12	22~23	木材加工設備の搬入ラインで、ベルトコンベアを交換するため、付帯設備（安全カバー含む）を取り外して交換作業を行った。その後、調整の動作確認を行う際、本来取り付けるべき安全カバーを外した状態で稼働させたため、不注意で右手をチェーンに巻き込まれ、指を負傷した。	34	30 ~ 49

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html